

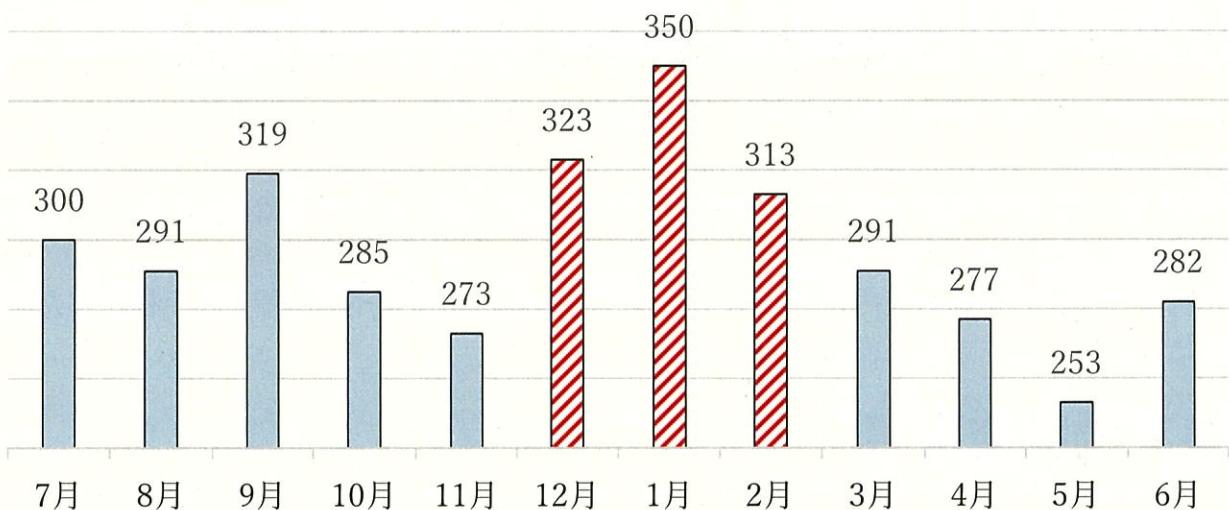
松本労働基準監督署 令和元年度冬季労働災害防止運動実施中

実施期間：令和元年12月1日から令和2年2月29日まで

例年、松本労働基準監督署管内においては、冬季間に労働災害が多発する傾向があります。特に寒さが厳しくなる1月前後は予想外の事故も発生しやすくなることから、今年度も令和元年12月1日から令和2年2月29日までの期間に「令和元年度冬季労働災害防止運動」を展開することといたしました。

各職場におかれましては、事業場内外の危険箇所や機械設備等の再点検・再チェックを実施する等により、笑顔の新年に向け、労働災害防止にとりくまれるよう要望します。

月別労働災害発生件数（平成21年7月～令和元年6月）



◆1月は災害多発月!!

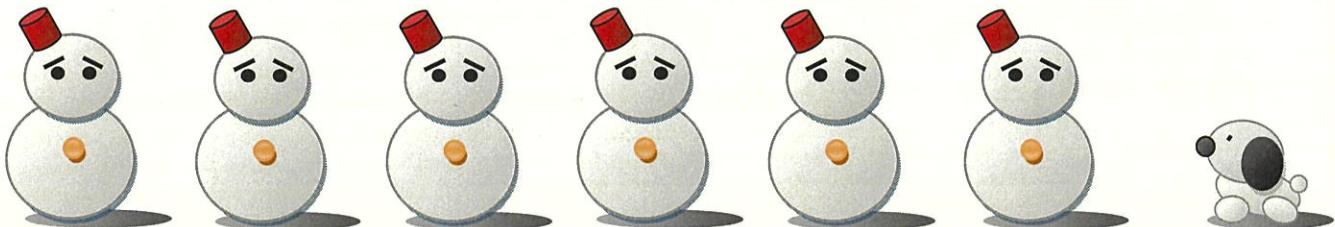
過去10年間（平成21年7月から令和元年6月まで）に発生した労働災害を発生月別でみると1月が最も多く、全体（3557人）の約1割にあたる350人が被災しています。

新しい年を迎えるにあたり以下の事項を積極的に実施することにより、まずは1月を労働災害ゼロに収め、ひいては令和元年をゼロ災害の年としていただくよう期待します。

◆冬季労働災害第1位「転倒災害」

当署管内において冬季間（12月～2月）に最も多く発生した災害は「転倒災害」で、災害全体の34.9%が転倒災害です。（年間では24.0%）

各事業場においては、通路の安全が確保されているか、職場周辺に危険な凍結箇所はないか等、入念なチェックをお願いします。



◆冬季労働災害第2位「墜落・転落災害」

建設工事現場等における高所からの墜落・転落災害のみならず、設備作業・清掃作業・棚卸作業等における「梯子や脚立等」からの墜落・転落災害が多発しています。

高所で作業する場合は、墜落制止用器具（安全帯）・ヘルメット（墜落時保護機能付きのもの）の着用を徹底しましょう。

梯子や脚立を用いる場合は、正しい使用方法を確認し、これを遵守してください。

◆冬季労働災害第3位「動作の反動・無理な動作災害」

作業中の「動作の反動」や「無理な動作」を原因とする「腰痛災害」が多発しています。

冬季間は身体が冷えて硬くなりがちであることから腰痛多発の傾向があります。

作業前には腰痛体操等のストレッチを必ず行い、作業場所の温度を適温に保つことや、防寒服を着用する等の対策を講じましょう。

◆冬季労働災害第4位「はまれ・まきこまれ災害」

機械設備の点検・整備・清掃時等に、機械にはまれたり、手足を巻き込まれる災害が発生しています。

機械に生じた不具合や、ゴミの付着等を発見した際には、必ず該当機械設備を完全に停止させてから対処するようにしましょう。

点検等で機械の可動範囲内に立ち入る際は、操作盤の起動スイッチ等に「点検中のため起動厳禁」の表示をするよう徹底しましょう。

◆事業場実施事項

- ①本運動の趣旨及び実施事項の周知を図り、労使による自主的な安全衛生活動を推進する。
- ②安全衛生委員会等において、冬季労働災害防止対策について審議し、対策を検討する。
- ③経営首脳者、安全スタッフ等による職場の安全総点検を実施し、改善を要する事項については確実に改善を行う。
- ④労働者に冬季労働災害防止対策に関する安全教育を実施し、就業に当たって必要な知識を付与する。
- ⑤凍結・積雪による転倒災害の防止
- ⑥除雪機械等による労働災害防止対策を講ずる。
- ⑦建設工事現場における積雪を原因とした高所からの墜落・転落災害、転倒災害等の労働災害防止対策を講ずる。
- ⑧スリップ等による交通労働災害防止対策を講ずる。
- ⑨山間部等での作業においては雪崩災害防止対策を講ずる。
- ⑩暖房器具等による一酸化炭素中毒防止対策を講ずる。

